

平成22年 第1回定例会

# 筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

平成22年2月19日

筑西広域市町村圏事務組合

## 平成22年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

### 第 1 日 (2月19日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
諸般の報告	3
管理者提出議案の報告	3
議会運営委員長の報告	4
会期の決定	5
管理者の招集あいさつ	5
一般質問	7
1. 仁平正巳君	7
2. 林 悦子君	11
3. 鈴木 聡君	22
報告第1号の上程、説明、質疑、採決	30
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	34
議案第2号から議案第4号の上程、説明、質疑、採決	35
議案第5号から議案第7号の上程、説明、質疑、採決	38
閉会中の継続審査の申し出について	46
閉 会	46

平成22年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成22年2月19日（金）午前10時開会  
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 1 号 処分事件報告について
- 日程第 4 議案第 1 号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第 2 号 筑西広域市町村圏事務組合筑西遊湯館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について  
（三案一括上程）
- 日程第 6 議案第 5 号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算
- 議案第 6 号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算
- 議案第 7 号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計予算  
（三案一括上程）
- 日程第 7 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（18名）

1番	小高友徳君	2番	皆川光吉君
3番	百目鬼晋君	4番	真次洋行君
5番	仁平正巳君	6番	水柿一俊君
7番	稲葉里子君	8番	中条美智子君
10番	橋本位知朗君	11番	林悦子君
13番	榎戸甲子夫君	14番	秋山恵一君
15番	片平忠行君	16番	山口明君
17番	鈴木聡君	18番	金子健二君
19番	大木作次君	20番	中田文雄君

欠席議員（2名）

9番	高田重雄君	12番	新井利平君
----	-------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	吉澤範夫君	副管理者	小西栄造君
副管理者	中田裕君	常任幹事	大越洋一君
常任幹事	永山公美君	常任幹事	飯寫洋一君
会計管理者	廣瀬信夫君	事務局長	櫻井篤君
事務局次長兼 総務課長	横田有司君	事務局 企画財政課長	小島徳幸君
筑西遊湯 館長兼 さぬ聖苑場長	赤野間敏雄君	県西総合公園 管理事務所長	氷鮑博君
次長兼環境 センター所長	近藤邦男君	消防本部長	大和田邦一君
消防本部長	鈴木啓一君	筑西地域職業 訓練センター 所長	井関幸雄君
老人福祉施設 等支配人	沼田重夫君	筑西市 秘書課	新井善光君

職務のため出席した者

事務局次長	古谷好男君	事務局総務 課長補佐 グループ 総務兼 総務課 係	杉山雄一君
事務局総務課 総務グループ 主任	豊口勝昭君		

---

**◎開会の宣告**

**○議長（榎戸甲子夫君）** おはようございます。

これより、平成22年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

---

**◎開議の宣告**

**○議長（榎戸甲子夫君）** ただいまの出席議員は18名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、12番、新井利平君、9番、高田重雄君の2名であります。

それでは、これより本日の会議を開きます。

---

**◎会議録署名議員の指名**

**○議長（榎戸甲子夫君）** 初めに、会議録署名者を組合議会会議規則第73条の規定により、6番、水柿一俊君、8番、中条美智子君の両君を指名いたします。

---

**◎諸般の報告**

**○議長（榎戸甲子夫君）** 地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

---

**◎管理者提出議案の報告**

**○議長（榎戸甲子夫君）** 次に、管理者より議案が送付されておりますので、報告いたさせます。

古谷事務局次長。

**○事務局次長（古谷好男君）** ご報告いたします。

筑広組発第195号

平成22年2月19日

組合議会議長 榎戸甲子夫 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 吉澤 範 夫

平成22年第1回組合議会定例会提出議案等の送付について

平成22年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

(平成22年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会)

報告第1号 処分事件報告について（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）

議案第1号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）

議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合筑西遊湯館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正について

議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について

議案第5号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算

議案第6号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算

議案第7号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計予算

以上でございます。

**○議長（榎戸甲子夫君）** これらの議案につきましては、さきに管理者より送付したとおりであります。

---

### ◎議会運営委員長の報告

**○議長（榎戸甲子夫君）** 次に、本定例会の会期及び日程等につきましては、去る2月16日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、山口 明君。

〔議会運営委員長 山口 明君登壇〕

**○議会運営委員長（山口 明君）** おはようございます。平成22年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る2月16日、議会運営委員会を開催いたしました結果につきましてご報告いたします。

日程第1は、会期の決定についてであります。本日1日と決定しております。

日程第2は、一般質問であります。

日程第3は、報告第1号 処分事件報告について（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）であります。

日程第4は、議案第1号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）であります。

日程第5は、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合筑西遊湯館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてまでの3案を一括上程するものであります。

日程第6は、議案第5号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算から議案第7号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計予算までの3案を一括上程するものであり

ます。

日程第7は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上、議会運営委員会において決定いたしましたので、議事の進行につきましては、皆様の特段のご協力をお願い申し上げ、報告にかえさせていただきます。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 以上で報告を終わります。

これより議事日程に入ります。

---

#### ◎会期の決定

**○議長（榎戸甲子夫君）** まず、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（榎戸甲子夫君）** ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### ◎管理者の招集あいさつ

**○議長（榎戸甲子夫君）** この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。吉澤管理者。

〔管理者 吉澤範夫君登壇〕

**○管理者（吉澤範夫君）** 皆さん、おはようございます。

平成22年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多用のところ貴重な時間をちょうだいをいたし、本定例会にご出席を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

私も、筑西市長と組合管理者に就任し間もなく1年を迎えることとなりますが、長引く景気低迷の影響を受け、地方自治体を取り巻く行財政環境は大変厳しい状態に置かれております。しかしながら、圏域住民の皆様から信頼され安心できる地域をつくるため、全力を傾注いたす覚悟でございますので、広域行政関係各位のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

次に、当組合の事務事業について若干ご報告を申し上げます。

まず、筑西遊湯館でございますが、健康に関心が高まる中、高齢者や障害を持つ方々の利用は増加傾向にあります。しかし、ビジターの利用が若干減少しております。このため、運動プログラムの充実や各種イベント等を実施するとともにPR活動を強化し、集客に努めてまいります。

次に、県西総合公園につきましては、利用者の安全性に配慮し、3月から子供広場及びアスレチック広場の遊具等の安全点検と大規模改修を行うとともに、人気のあるヨガやエアロビクスなどの無料

講座を実施し、公園の利用促進を図ってまいります。

次に、環境センターにつきましては、廃棄物の適正処理に努め、ダイオキシン類など有害物質等の排出を抑制し、引き続き快適な環境づくりを推進してまいります。

また、溶融スラグにつきましては、公共工事、民間工事において、前年同期と比較し、わずかではありますが、利用増となっております。さらなる利用促進と最終処分費用の軽減に努めてまいります。

次に、福祉センターあまびきにつきましては、地域住民の皆様の宿泊、休憩の保養所として39年間にわたり営業を続けております。21年12月末では、前年同期と比較し、わずかに増加している状況でございますが、長期的には低落傾向で、近年は施設の老朽化も進んでおり、今後の運営につきましては、検討委員会で協議をしているところでございます。

次に、消防関係でございますが、昨年12月に桜川消防署と明野分署に最新の資機材を搭載した高規格救急車を更新し配備しましたが、ともに救急処置範囲の拡大に対応し、圏域住民の救命率向上に寄与するものと考えております。また、火災から大切な命を守るための住宅火災警報器につきましては、平成23年5月31日までの設置が義務づけられておりますが、さらなる普及のため、先般住宅火災警報器設置推進連絡会議を設置し、関係機関と一体となり普及促進を図っているところでございます。今後とも火災や救急、救助等のあらゆる災害から圏域住民を守るための消防サービスに努めてまいります。

続きまして、今定例会の提出議案等についての概要を申し上げます。

報告第1号は、平成21年の人事院勧告に基づき、組合職員の給与に関する条例等の一部を筑西市に準じて改正したものでございます。

議案第1号は、一般会計補正予算で、旧下館消防署の解体事業費が確定したことに伴う、当組合負担金の精算と消防指揮車購入に伴う備品購入費などを減額する補正でございます。

議案第2号は、筑西遊湯館の介助者の使用料を200円に改正するものでございます。

議案第3号は、県西総合公園ターゲットバードゴルフ場の料金設定区分を新たに設ける条例改正を行うものでございます。

議案第4号は、個室型店舗の避難管理に関わる火災予防条例の改正を行うものでございます。

議案第5号は、一般会計予算でございます。予算総額は60億8,611万5,000円で、前年度対比0.5%の減となっておりますが、これは全般的な経費の見直しによるものでございます。

議案第6号の筑西ふるさと市町村圏特別会計予算総額は941万2,000円で、前年度対比13.1%の増となっており、広域イベント事業の開催や広報紙の発行などにより、圏域のPR、一体感の醸成に努めてまいります。

議案第7号の老人福祉事業特別会計予算は1億395万5,000円で、前年度対比2.6%の減となっております。福祉センターの運営にあたりましては、接客マナーやサービスの向上に努め、多くの皆さんに喜んでいただけるよう取り組んでまいります。

これら一般会計と2つの特別会計を合わせた予算の総額は61億9,948万2,000円で、前年度対比0.5%の減となっております。

以上、提出案件の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、各担当者がご説明いたしますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさつにかえる次第でございます。

どうぞよろしく願いをいたします。

---

### ◎一般質問

**○議長（榎戸甲子夫君）** 次に、日程第2、一般質問であります。

一般質問は通告順に従って発言を許します。

この際、申し上げます。議事の都合により、議員の発言は、3回まで答弁を含め60分以内、質疑については、3回まで答弁を含め45分以内といたします。

それでは、5番、仁平正巳君。

〔5番 仁平正巳君登壇〕

**○5番（仁平正巳君）** おはようございます。5番、仁平でございます。傍聴者が一人もいない中で一般質問は、気合いがちょっと入らないのですが、最近、桜川市、結城市さんはどうか分かりませんが、筑西市議会は傍聴者が非常に多くて、質問する議員にとっては議員冥利に尽きる場面もありますが、きょうはどなたもいらっしゃらないようですが、久々に一般質問したいと思います。

旧正月も過ぎ、春待ち遠しいきょうこのごろであります。新型インフルエンザの猛威も一時期よりは鎮静化してきたようでありますが、世の中、依然として景気の底冷え感が強く、特に中小、零細企業におかれましては春まだ遠し、もしかして春が来ないのではないかと、将来への不安が募っている現状であります。筑西広域圏民20万人のため、私たち議員も、そして執行部も一丸となって広域行政の発展にさらなる努力が必要であると考えて次第であります。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めたいと思います。

まず初めに、救急救命士の配置についてお伺いをいたしますが、本格的な少子高齢社会を迎えた今日、圏域住民の高い定住意向にこたえ、子供から高齢者までだれもが健康で安心して暮らしていける快適な広域圏づくりに向けて、医療、福祉及び防災等の安心・安全な環境づくりが大切であることは今さら言うまでもありませんが、特に消防、さらには救急隊員の使命は甚大であると考えておりますが、21年第1回臨時会において、高規格救急車2台が配備されることが可決され、桜川消防署と明野分署へ配備されたと記憶をしておりますが、私も広域組合の議員として、納車配備の折にはぜひ立ち会わせていただきたかったなと考えておりましたが、消防本部でもそれぐらいの配慮があってもいいのではないかと、残念でなりません。

いずれにいたしましても、救急車による搬送中の救命率が、我が国は諸外国に比較して低いと言わ

れており、既にご案内のとおり、茨城県の医師数は人口10万人当たり全国46位でワースト2位でありまして、筑西、下妻医療圏においては県内ワースト3位と、最悪の状況であると表現しても過言ではありません。実際に救急車が現場に到着しても、受け入れ先の病院がなかなか決まらないのが実情であり、救命率に影響してくることは間違いありません。こうしたことから、搬送先の病院までの間の救急救命士による医療行為は、必要不可欠であると思いますが、現在我が広域圏内には4署4分署2出張所の計10カ所の消防署があり、それぞれ救急車が配備されていると思いますが、現在救急救命士は何人いて、どのように救命士の配置体制を整えているのか。もし不十分であれば、実際には何人必要で、今後どのように救急救命士を確保していく考えか、お伺いをいたします。

また、消防法施行令第44条では、救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成するとうたっていますが、これに間違いはないかどうか併せてお尋ねをいたします。

さらに、茨城県では、本年7月からドクターヘリの運行が開始されますが、全国では既に17道府県21カ所で導入されており、関東では東京都と本県を除いた全県で導入済みで、まさしく医師数ワースト2位を裏打ちしているような遅れている状況であります。筑西広域消防本部では、救急患者搬送の点でどのような効果を期待し、また県や受け入れ病院との連携はどのように考えているのか、具体的に説明をお伺いしたいと思います。

また、今後臨時ヘリポート、いわゆるランデブーポイントの設置計画はあるのかどうか併せてお伺いをいたします。

次に、救急隊員の惨事ストレスに対する対処方法についてお伺いをいたしますが、この惨事は第三の三ではありません。いわゆる悲惨な現場の惨事でございます。救急出動には様々な場面があると思いますが、事故や火災、急病はもちろんですが、自殺や想定外のこともあるかもしれません。共通点は、いずれの場合も、当事者や家族はパニック状態であることが容易に想像できるわけですが、人命に関わることであり、場合によっては悲惨な現場に遭遇し、幾ら訓練を受けた救急隊員といっても生身の体であり、任務とはいえ、その後食事や睡眠等に影響が出て、次の任務に支障が出たり、ストレスで体調を崩しかねないかもしれません。

そんな中、東京消防庁をはじめ全国の主要な消防署では、惨事ストレスを少しでも軽減、緩和しようと、ケアシステムとでも言いますか、専門家によるカウンセリングを行っていると聞き及んでおりますが、我が広域消防ではそのような体制はとっているのかどうか。もしとっていないとすれば、どうしてなのか。その必要性についてもお伺いをいたします。

以上、大きく3点について消防長のご所見をお伺いしたいと思います。

これで第1回の質問を終わります。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 仁平正巳君の質問にご答弁を願います。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

**○消防本部消防長（大和田邦一君）** ただいまの仁平議員さんのご質問にご答弁したいと思います。

まず、1点目でございますが、救急救命士の配置等についてでございます。救急救命士の配置等につきましては、平成21年現在、29名の救急救命士が在籍しております。救急隊員として28名の救急救命士を高規格車7台とともに各署所に配置しまして、常時1名の救命士が高規格救急車に乗車し、救急業務に従事している現況でございます。

28名の救急救命士及び7台の高規格救急車の配置につきましては、筑西消防署4台の16名、結城消防署1台4名、桜川消防署2台8名であります。

なお、救急救命士の養成につきましては、高規格救急車の更新と併せまして在籍消防職員の中から年間2名を養成するとともに、救急救命士資格取得者等の採用も考慮し、救急救命士の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、救急救命士の必要人員につきましては、救急自動車が10台ございまして、1台につき4名が必要でございますので、救急救命士は最終的に40名が必要となるわけでございます。さらに、救急車1台に3人の救急隊員が必要なわけですが、議員さんおっしゃるとおり、救急車1台に3名の隊員を乗車させております。この隊員の内訳に関しましては、隊長1名、隊員1名、機関員1名の3人が乗車し、活動をしている現況でございます。

続きまして、ドクターヘリの件についてでございますが、ドクターヘリにつきましては、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法が平成19年6月に施行されまして、これらに基づき、茨城県におきましても平成22年7月の運行に向け準備を進めているところでございます。

ドクターヘリと申しますのは、救急医療に必要な機器及び医薬品を装備したヘリコプターでございまして、救急医療の専門医及び看護師等が搭乗し、救急現場等に向かいまして、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専用のヘリコプターのことでございます。この実施主体は、茨城県でございます。また、出動範囲につきましては、茨城県全域ということになっております。基地病院につきましては、国立病院機構水戸医療センターと水戸済生会総合病院の2病院で決定しているようでございます。

なお、当消防本部とドクターヘリとのかかわりあるいは連携につきましては、1つとしまして、出動要請は、消防本部の指令課員、または出動中の救急隊員からの要請であること。2つ目としまして、消防隊は臨時離着陸場の確保及びヘリが着陸するための安全確保を図ること等の約束事がありまして、常に消防機関とドクターヘリの連携を図っていくことが非常に大切であると認識しているところでございます。

さらに、ドクターヘリが臨時的に着陸するヘリポートにつきましては、既に茨城県消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポートといたしまして登録済みであります。筑西広域管内22カ所の臨時ヘリポートを活用したいと考えております。

続きまして、惨事ストレスに対するカウンセリング等の必要性についてのご質問でございますが、

消防職員といえますのは、火災等の大きな災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的なショックやストレスを受けることがあり、このようなストレスを受けた場合に、身体あるいは精神、情動または行動に様々な障害が発生することが認められるところでございます。これらを総称して惨事ストレスと称されておるわけでございます。このような惨事ストレス問題は、消防機関にとって比較的新しい問題であり、各消防機関では、情報不足や専門家、これはカウンセラーになりますが、とのつながりが課題とされているところでございます。

惨事ストレス対策につきましては、総務省消防庁がとりまとめた統計によりますと、全国の消防本部、これは803消防本部あるわけでございますが、この中でカウンセリングの体制が整っているのは88消防本部となっております。そのほとんどが都市部の消防本部に偏っている現況でございます。

当消防本部では、ふだんのストレスや悩みに対応するために、所属相談員制度を設け、各消防署より分署に所属相談員を配置いたしまして、職務上及び個人的相談について対応できる体制をとっておりますが、惨事ストレスについては第三者が把握することが難しいこともあることから、その対応について積極的に取り組んでいく必要性を感じているところでもございます。

その取り組みの一環といたしまして、去る今年12日に消防本部において、危機管理アドバイザーである精神対話士の専門の先生を招へいしまして、災害対応と災害ストレスについて講演会を開催したところでございます。この講習会を転機に、各所属に対し、惨事ストレスに対する対応策の一つといたしまして、隊長から見たリスク表のポイント表や惨事ストレス予防チェックリスト表等を活用し、消防本部における惨事ストレス対策のさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

また、惨事ストレスが危惧される災害が発生した場合には、消防本部の要請によって、精神科医等の専門家、アドバイザーですが、これらを派遣していただき、また必要な助言を行っていただける、総務省消防庁で組織しております緊急時メンタルサポートチームの活用を図って対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 5番、仁平正巳君。

**○5番（仁平正巳君）** たしか市内22カ所のランデブーポイントを計画しているとご答弁いただきましたが、その内訳の具体的な場所は発表していただければありがたいのですが。もう決定している範囲で計画をお願いをしたいと思います。それで、いつごろまでにできるのか。

ドクターヘリが導入されますと、県全域を約20分でカバーをできると。しかも、救急車に比べて死亡を約3割、重度後遺症を5割近く減らすことができるというデータも出ているわけで、これはぜひとも早急に整備をして、いち早くその体制を整えていただきたいと思います。

それから、その惨事ストレスの必要性は、消防長もるご答弁いただきましたけれども、このストレスをそれでは実際にそういう講習会あるいは専門家を招へいする今回の予算の計上はしてあるのかどうか。計上してあるとすれば、どういう項目でしてあるのか、ご答弁をお願いします。

○議長（榎戸甲子夫君） 仁平正巳君の2回目の質問に答弁願います。

大和田消防長。

○消防本部消防長（大和田邦一君） まず、臨時ヘリポートの件でございますが、この臨時ヘリポートと申しますのは、先ほど22カ所と申しましたけれども、これは平成7年に、先ほど申しましたように茨城県の消防防災ヘリ、これが運行を開始したわけですけれども、そのときに臨時ヘリポートとして登録してある施設、これを今度はドクターヘリで同じく活用したいということでもありますので、新たに臨時ヘリポートを設けるといふようなことは、今のところ考えておりません。

その代表的な場所といいますと、結城市であれば、市内にあります鹿窪運動公園、このようなものが臨時ヘリポート。筑西市で申しますと、上平塚にあります下館総合運動公園、あるいは県の県西総合公園、このようなところ。それから、桜川市に関しましては、桜川のラスカという運動公園といいますか、体育館がありますけれども、あのような運動競技場、このようなものを臨時ヘリポートとして登録しているという状況でございます。

さらに、惨事ストレスに対する講習会等の予算の計上はどうなっているかというご質問でございますが、これに関しましては、実は今回の講習の主催が消防の本部の中にあります、これは構成市の団長さん等で構成しております筑西広域消防連絡協議会という組織があります。この中で予算を計上しまして、防災関係の講習会というように開催しまして、そこに職員も参加させたというようにございますので、予算的な支出等は行ってないというようにございます。

以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

○5番（仁平正巳君） 結構です。

○議長（榎戸甲子夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

---

再開 午前10時50分

○議長（榎戸甲子夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

11番、林悦子君。

〔11番 林悦子君登壇〕

○11番（林悦子君） 通告に従い質問したいと思っておりますけれども、今週ずっとこれをやっていたのですが、なかなか分かりづらくて、もしかしたら私が勘違いや誤解をしているところがあるかもしれないので、そのときはどうぞ遠慮なく訂正をしていただければ結構ですから、よろしくお願いをしたいと思います。

消防の広域化についてご質問したいと思います。

1点目ですが、現在、当筑西広域消防本部は、平成20年に茨城県から示された案に従い、西南地方

消防本部、古河や下妻さんのほうだと思います。坂東市まで含む。この西南地方消防本部との統合協議を行っているところですが、その進捗状況についてお尋ねをいたします。

1点目として、まずこの筑西とそれから西南の2つの消防本部の管内人口、それから所轄面積。これは県内で何番目ぐらいの広域度になっているかということが分かるので、人口、面積、それから消防自動車やはしご車等の資機材の装備の状況について。また、仮に今統合した場合、消防吏員に占める管理職の割合など人事のバランスはどのようになっているかについてお尋ねをいたします。

2点目といたしまして、次に県内の小規模消防本部の現状についてをお尋ねをしたいと思います。広域化については、既に平成7年に県内10圏域案が望ましいということが示されていたわけですが、15年たった今もって管内人口が10万人に達しない小規模消防本部の解消には至っておりません。全国でも10万以下の消防本部が60%を占め、20万以下を合わせると、何と82%が小規模の消防本部という現状です。県内では10万人以下、また10万から15万人以下の小規模消防本部というのは現在幾つございいますか。

また、その中で、県26消防本部あるわけですが、最大人口と最大面積の本部、どれくらいか。それから、同様にその反対、最少人口、最少面積の本部はどの程度格差があるのかについてをお尋ねをいたします。

2番目の消防救急無線及び指令業務の共同化についてお尋ねをいたします。電波法の改正により、全国一斉に平成28年度までに各市町村の通信無線をデジタル化することが決まっておりますが、当消防本部においても消防無線のデジタル化を行うことになるわけです。現在、県の方針によれば、みんなでやれば安くなるの号令のもとに、配線設備を共同で行い、併せて指令業務もコールセンターを1カ所で共同運用しようという計画が進められております。既に電波調査の予算が今議会にも153万円ほど計上されておりますけれども、みんなでやろうということについては、執行者には2月初めのころ急迫知らされたような形になっているというふう聞いております。

テーブルについたばかりだという認識の市長さんも多いかと思うのですが、既に28年までの年次計画ができておまして、結局後から追認せざるを得ないような状況に追い込まれる可能性がとても心配されます。政権もかわり、国が決めたから、県に逆らえないからの時代ではもうないと思います。見直すべきものは見直す勇気を自ら持たなくてはならないと思いますし、地域の現場を離れた業務の共同化が本当に地域住民のサービス向上につながるものなのか、負担は単独で行うより本当に軽くなるのか、よく内容を吟味する必要があると思います。

そこで、質問ですけれども、救急無線と指令業務を共同で行う場合の整備費について。提示された資料によれば、各本部が単独整備では248億円かかる場所、みんなでやれば141億円で済むとなっておりますけれども、当本部の負担額は幾らで、その整備の内容、内訳というのはどのようなものになりますか、お尋ねいたします。

また、これらを単独整備、要するに筑西広域本部のみの単独整備した場合の負担額は幾らで、その

内訳はどのようなものになりますか。

また、共同化してやった場合、そのアンテナ等の管理をどこが行って、年間の維持管理費を一体幾らに試算しているのか。これは将来、頭割りでくると思いますので、それについてもお尋ねをしたいと思います。

最後になります。指令業務の一元化についてお尋ねをいたします。指令業務の主な仕事というのは、まず第1報の受信と事故災害の発生日の正確な把握です。そのためには、指令台の保有、それから表示システム等が迅速に機能するということが不可欠ですけれども、この指令台や表示システムの耐用年数は、10年での更新が一般的だと聞いております。県内のこれらの表示システムや指令台の更新状況についてお尋ねをいたします。整備のタイムリミットである平成28年から逆算して平成18年、つまり過去3年以内に指令台等を更新した本部は、県内に幾つございますか。最も古い指令台を使用している本部は何年に整備されたものを使用しているのか、年次をお尋ねいたします。

また、指令センターを共同運用した場合の業務は一体だれが行うのか、お尋ねをいたします。

そして、当本部は、現在の指令業務では何か不都合があるのでしょうか、お尋ねをいたします。

私が思いますのに、一元化した場合、第1報が指揮命令を下す消防本部長のいないところで事務方が受けることになり、指令と責任は情報と現場等に距離ができて、かえって不都合なような気がします、直感として。指令と責任というのは表裏一体のものであるべきで、第1報と現場の間にわざわざ経費をかけて、つまり1回、水戸だかつくばだか知りませんが、1回そっちに電話の第1報が行って、それから本部長が分かるような形にしていくという。わざわざ経費をかけてなぜ一手間仕事を増やさなくてはならないのか、私には分かりません。当管内でも、携帯電話からかけてくる率が47%もあると伺っています。GPS表示機能のついていない携帯をお持ちの方以外は、大体5キロぐらいの地点把握に誤差が生じると思います。女の人が例えば事件等に巻き込まれた場合は、必ず携帯等からしか連絡をしてこないわけで、警察でもあれば県警本部で、犯罪そのものが広域化しておりますから、全国一斉配備もあるので、こういう体制をつくらなくてはならないことは県警なら分かりますが、消防や病気等は広域化しないわけで、そういうものについて県警本部のような体制をなぜつくっていかなくてはならないのか私には分からないので、以上の質問にお答えをいただきたいと思います。

1回目の質問を終わりにいたします。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 林 悦子君の1回目の質問に答弁願います。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

**○消防本部消防長（大和田邦一君）** 林議員さんの一般質問にご答弁申し上げます。

まず、消防の広域化の進捗状況はどうかという件でございますけれども、この件についてご説明を申し上げます。管内人口10万人未満の消防本部、これは小規模消防本部と称されておりますけれども、このような本部では、初動体制や現場活動要員の確保、高度な消防施設や資機材の計画的整備など様々

な課題が指摘されているところがございます。このような中、国では多様化、大規模化する災害、事故等に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするためには、消防体制のさらなる充実強化、高度化が必要であるとして、平成18年6月に消防組織法の一部を改正する法律が公布され、平成24年度末までに全国の市町村消防の統合、広域化を図ることとなったわけでございます。

これを受けて茨城県は、平成19年度末に市町村の消防の広域化に関する推進委員会を設置し検討した結果、消防本部の充実強化のためには広域化を推進する必要があると判断し、茨城県消防広域化推進計画が策定されました。この消防広域化推進計画では、地域的なつながりを考慮して、県内26消防本部を県北、県央、鹿行、県南、県西ブロック、この5ブロックに分けた消防広域化を図ることとしたわけでございますが、広域化を行おうとする市町村が協議し、自主的な意思に基づき広域化が行われるように配慮することになっており、また茨城県域一本化での広域化も視野に入れた検討も行うとされております。

この広域化によって期待される効果といたしましては、1つとしまして住民への消防サービスの向上、2つ目といたしまして人員配置の効率化と充実、3つ目といたしまして消防体制の基盤の強化等が挙げられております。

この消防広域化に向けての進捗状況でございますが、当本部といたしましては、茨城県消防広域化推進計画に基づき、隣であります茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部との消防広域化の方針等についての認識の共有、いわば調査項目の必要性等を協議すべく県西ブロック研究会の開催に向けて、一昨年秋から再三にわたり打診をしておりましたが、茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部の組織再編に向けた調整作業が平成20年度中を目安に進行中であったため、これらの課題の整理を見守っていただきたいということで保留状態ございました。このような中、昨年5月に、茨城県消防防災課立ち会いのもと、両事務組合事務局及び消防本部間において、今後の広域化に向けた進め方について検討会がなされたわけでございます。

検討結果といたしましては、消防職員レベルでの仮称県西ブロック消防広域化勉強会を立ち上げ、合併に対しての様々なメリット、デメリットの抽出や、消防力の整備指針に基づく統一した施設整備等を検討しながら、県内各ブロックの動向を見据えつつ段階的な検討を実施することで合意したわけでございますが、その勉強会の開催について、相手方消防本部へ打診しているものの回答が得られず、まだそれ以降の進展はない状況でございます。

以上が進捗状況でございます。

続きまして、質問項目の管内の県西ブロックの2つの本部の規模といいますか装備関係、これらについてお答えしたいと思います。これは1つは、消防本部の現勢ということかなと解するわけですが、まず県内の状況からご説明したいと思います。先ほど来からお話ししていますように、茨城県内には26の消防本部がございます。単独消防本部20消防本部、当組合と同じように組合消防本部

といいますが6消防本部、計26消防本部でございます。

この消防本部を管内人口別に見てみますと、小規模消防本部と言われる10万人未満の消防本部は、14消防本部でございます。これは率にしてみますと53.8%になるかと思いますが、このような小規模消防本部が14消防本部。

ここで、一番人口が少ない消防本部はどこかと申しますと、大洗町消防本部でございます。管内人口は1万8,908人となっております。これはあくまでも19年の4月1日現在のデータになりますが、そのような人口になっています。

それで、一番多い管内人口と申しますと、30万9,000人。これは、今回県西ブロックで合併を進めるべきだということで計画されております、隣にあります茨城西南地方広域消防本部、これが管内人口は30万9,000人ということになっております。

また、これらを面積別に見てみますと、100平方キロメートル未満の消防本部が6消防本部でございます。やはりこの中でも一番管轄面積が少ないのが、大洗町消防本部でございます。それで、400平方キロメートル以上の消防本部が4消防本部でございます。これは一番管轄面積が多いのはどこかと申しますと、やはり隣の茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部でございます。これらは、その組合構成が3市3町で構成しておりますので、おのずと管轄面積も広くなるかと思えます。続きまして、2番目に管轄面積が広いのは、当消防本部でございます。これが451平方キロメートルでございます。以上のような、管轄面積を見てみますと、そのようなことになろうかと思えます。

さらに、職員数で見ても、これは消防職員になりますけれども、100人未満の消防本部がやはり10消防本部でございます。これは率にしますと38.5%。200人以上300人未満の消防本部が4消防本部でございます。この枠内に当本部は入ってくると思えます。それと、300人以上の消防本部というのが5消防本部あります。これはやはり茨城西南地方広域消防本部、これらは一番職員数が多く、429人の職員が勤務しているというような消防本部でございます。

以上が県内の消防本部の現勢といえますか、状況でございます。

次に、それでは県西ブロックの広域化が計画されている隣の茨城西南地方広域消防本部の件について述べたいと思えます。これは当本部との比較になろうかと思えますが、まずこの2つの本部が広域化された場合の管内の人口でございますが、約51万人となっております。さらに、管轄面積になりますと、先ほど当消防本部は451平方キロメートル、茨城西南が456平方キロメートルですから、900平方キロメートルを超えるような管轄面積となります。また、各本部が所有する資機材関係でございますが、資機材につきましては、これは特殊車両と申していますが、そのようなものを見てみますと、まずはしご車等が、これは両本部で5台保有しております。当消防本部は2台、茨城西南広域消防本部が3台ということになります。また、化学車につきましては、6台両本部で保有している状況です。当本部につきましては2台、西南広域消防にしましては4台、さらに救助工作車にしましては、これも両本部で5台保有しております。当管内につきましては2台、茨城西南広域消防本部に

関しましては3台というような特殊車両の装備の状況でございます。

さらに、その両本部の消防職員に占める管理職の割合というご質問もございました。これらにつきましては、管理職の割合につきましては、当消防本部につきましては15.3%、さらに茨城西南地方広域消防本部に関しましては28.3%というような割合になっております。この差が13%あるというものもこれも事実でございます。

以上が消防の広域化についてのご答弁とさせていただきたいと思えます。

続きまして、消防救急無線及び消防指令業務の共同化についてでございます。先ほど林議員さんの中で、各自治体の消防無線のデジタル化というようなご質問がありますけれども、これはあくまでも今回の件に関しましては、消防機関の消防と救急業務を実施するための無線のデジタル化の件でございます。ですから、端的に申しますと、筑西市さんのほうで消防行政無線のデジタル化ということを図りましたけれども、そのデジタル化とは全く違うものでございますので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。あくまでも消防救急無線のデジタル化の件でございます。

このデジタル化の共同化に関しましては、従来であれば、これは各消防本部が単独で整備し、運用することが原則とされてきたところでございます。消防救急無線は、平成15年10月に電波法関係審査基準が改正されまして、平成28年5月までに現行のアナログ方式からデジタル方式に移行しなければならないということになりました。こうしたことから、国においては、原則として、都道府県域を1つのブロックとして消防救急無線の広域化、共同化を図ること。さらに、指令業務についても県域ごとに共同化することを検討すべきとして、平成17年7月、消防救急無線の広域化、共同化及び消防指令業務の共同運用の推進についてというような消防庁次長通知として送付されてきたところでございます。

この通知を受けまして、平成19年3月、茨城県が各消防本部と協議の上、消防救急無線及び消防指令業務に関わる整備計画を策定しまして、県域1ブロックの広域化、共同化に向けた検討が進められてきたところでございます。整備計画の基本方針は、消防救急無線並びに消防指令業務を県域1ブロックとし、消防指令センターを配置し、共同運用する策定計画となっております。

この消防救急無線の広域化、共同化によって期待される効果といたしましては、消防庁次長通知によりますと、消防救急無線を広域化、共同化した場合、広い無線エリアに対応した強い電波による広域での安定した通信が実現し、消防救急無線施設の整備費用も単独で整備した場合と比べ大幅な節減効果が見られる等でございます。

また、消防指令業務においては、指令業務と管制業務を共同で運用することで、消防指令センターを単独で設置した場合に比べ、消防力の効率的運用や費用面に節減効果があることと、住民サービスの向上や行財政上の効果について多くの有効性が認められると、こういうことになっているところでございます。

以上のことから、今後の推進体制につきましては、整備運営方式、整備費用の負担の考え方等につ

いて協議をしていただく、県内44の市町村長で構成する茨城県消防無線指令業務共同化検討協議会等を設置していただくべく、県及び消防長会において協議、進行中の状況でございます。

以上が共同化に関する進捗状況でございます。

続きまして、ご質問にあります整備費用の件でございます。整備費用の件につきましては、茨城県消防長会が策定しました整備推進計画によりますと、デジタル無線及び指令センター等の共同整備部分の事業費用につきましては、総額155億円と試算されております。先ほど林議員さんのほうでは141億円というような話でしたが、これは建築費、つまり指令センターを設ける場合には建物等が必要ですので、その建物等の建築費用が含まれておりません。この費用を含めると、155億円というような試算になっているかと思えます。これらを各消防本部がそれぞれ単独で整備を行いますと、総額262億円がかかると試算されております。

共同整備の約155億円の内訳につきましては、県内26消防本部の消防救急無線の配置状況をもとに積算を行った結果、現行のアナログ無線からデジタル無線に移行するための整備費用として約98億円と試算しております。また、119番等の受付処理を行う仮称指令センターの整備費用に約57億円と試算され、トータルで155億円と試算されているわけでございます。

共同整備する場合の経費負担の算出方法につきましては、整備推進計画の中で、1つとしまして、単独整備費の割合あるいは管轄面積の割合、さらには管轄人口の割合、またその他というのが示されておりますが、現在のところ協議決定がなされておりませんので、当消防本部の概算負担額が算定できないところでございます。

また、当消防本部が単独で現況の消防施設を活用し、デジタル無線の整備を行った場合の参考見積もりが、約4億4,000万円と試算されてございます。

指令センターの指令システムにつきましては、これは当本部の指令施設でございますけれども、指令システムにつきましては、平成20年10月に部分更新を図り高機能指令システムとなっているため、約10年間使用であることを考慮しますと、指令センターの費用につきましては不要となる。このような状況でございます。

続きまして、県内の指令システムの指令装置の過去3年間に指令台を更新した本部は幾つあるかというようなご質問でございますが、これは7消防本部でございます。さらに、最も古い指令台を使っている本部は何年かというようなご質問でございますが、これは昭和53年に装備した本部の指令台が一番古いと認識しております。

また、さらに共同化した場合の指令センターの業務はだれが行うかという質問でございますが、これにつきましては、消防職員が実施というような計画になっております。つまり、消防職員が実施するといえますのは、共同化した場合に、各消防本部から派遣をして運用するのか、あるいはその指令業務を業務委託しまして、あるいは水戸に指令センターができた場合には水戸の消防本部にその指令業務を委託するというような方法もございますので、どのような方法で指令業務を遂行していくのか

というのは、私どもでは何も言えません。これは各市町村長等で構成予定の協議会のほうで十分な検討をしていただくものと思っております。いずれにしても、この指令センターを運用するのは消防職員ということでございます。

それと、最後になりますが、当消防本部の現在の指令業務で何か不都合があるかと申しますと、実際は何も今現在では不都合がございません。ただ、デジタル化の件に関しましては、もう平成28年までにはアナログからデジタル化に移行しなくてはならないという問題がありますけれども、それに伴ってさらにその指令施設等には何か不都合あるかと申しますと、先ほど言いましたように、20年10月に部分更新して高機能指令施設となっておりますので、何ら支障がないというような状況でございます。

以上でございます。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 11番、林悦子君。

**○11番（林悦子君）** 時間もなくなってしまうので。丁寧にご説明をいただきましたけれども、とても分かりづらい話なのです、これ。いずれにしても、ここでやりとりをして決まる話ではないということだけは確かです。とにかく44市町村長が、あの忙しい市町村長がこのために協議会をつくって集まって、細かいところを、るる負担金等々も決めるということですが、よっぽど事務方がしっかりしてバックアップをしないと、損する自治体と得する自治体が出てくるということになることだけは確かです。1点答弁漏れもあるのですが、いいです。まとめながら、私の話というのをよく1回聞いてもらって、そして管理者に今後の心構えというか、方針も含めて答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

結局、広域化とか、共同化とか、平成7年のころから総務省からやっているわけですがけれども、ほとんど進まなかったということですね。そして、大規模災害だとか、何とかの強化とか、いろんなこと言っているのですけれども、結局は広域化の目的も、共同化の目的も、本当は小規模消防の解消にあると思っております、本音は。そして、それを自分たちが汗をかいて大変な思いをして、しかも予算をつけて、言葉は悪いですが、やりたくないのに、市町村長さんにお任せしますから自主的にやっってくださいということなのではないでしょうか。大地震だとかテロなんというのは、もともと国レベルで内閣府でしか対応できないです、どう考えたって。地域消防というのは、そういうときに参加するときは、あくまでも後方支援です。そして、その体制は、今だってできていると思っております。

こういう大きい話をしていると、私たちの本来の地域消防は何のためにあるのかということを忘れていくのですけれども、これは私たちの地域消防の目的というのは、あくまでも地域の安心・安全であって、そして今消防長が説明してくれたとおり、西南とこの筑西というのは、面積、人口、装備ともに県下1、2位の消防本部です。ほかにまだいっぱい10万以下が14も残っているのに、そこそこと一律十把一絡げにして何でもここまでさらなる広域化を担わされなくてはならないのかというのは、よく肝に銘じたほうが私はいいと思っております。とにかく今聞いて分かりますとおり、装備も本当に遜色がないです。

持ってないのは消防艇、要するに船だけです。それ以外のものはほとんどフル装備に近いくらい持っていますから、県下有数の消防施設として、私たちがつくり上げたこの消防本部というのには胸を張ってもいい。それくらいですから、この筑西、西南というのは、私たちの県西地域にとっては、2つあって全然構わない公共財なのです。これからもよほどのことがない限り、人口の変動とか大都市化とかそういうことがない限りは、やはり切磋琢磨しながら共存共栄をしていくのが理想だと思います。

実際、総務省が出しているパンフレットなんかには、よく見ると書いてあるのです。広域化したときには、住民と本部と消防団の一層の連帯強化が必要だなんて書いてあるのです。今だって自衛消防を集めるのが大変で婦人消防まで駆り出しているのに、自分たちのつくり上げた消防を今度大きな消防組織のほうに持っていかれると言っただけは言葉は悪いですけども、そうして地域はまたやりなさいなんて、そんな話まともに聞けない話だと思いませんか。

市長さんたちお三方いますけれども、今度協議会とかいうのがつくりだされて、否応なしに市長がだめなら副市長ということで行かれるのでしょうけれども、3つあるのです、お願いしたいことは。1つは、茨城県は、まず小規模消防の解消が先決です。平成7年に10圏域を提示して15年もたつのに、お金がないなら汗をかいて茨城県が指導すべきなのに、それをした形跡もないでしょう。それで、皆さんが自主的になんてきれいごとを言っていますけれども、丸投げしてそして市町村長らにやらせるのだったら、一体県の仕事というのは何なのでしょう。結局小規模消防を広域化できなかったのも、デジタル化に併せて、事実上本来すべての市町村がするはずだった装備の充実や指令体制の強化を適正規模になった消防本部にも肩がわりさせて、一気にこの際県内の整備をしまおうではないかということなのではないかと私は思うのです。

だとしたら、そんなこと本当にやったら、まずアンテナつくったりやったりするのに、ここは1個で済むそうです、消防本部にアンテナ1個で。だけれども、県北地域なんというのはどうなってしまうのですか。そしたら、初期投資において既に広域化を達成している消防が、やってないところの資機材のみならず指令台とか表示システムも肩がわり負担をすることになって、我々のようなところでは二重投資になります。不公平でしょう。しかも、指令業務のあるところ幾つあるのだと聞いたならば、みんなもう合併を見越してやらないのです。うちの消防本部はまじめに20年に更新したのです。だから、あと10年は更新しなくても大丈夫。過去3年以内に更新したところは、日立、石岡、笠間、常陸大宮、鹿行、筑西、6つです。そして、東海のような、東海の村長に怒られてしまいますけれども、東海ってあれだけの事故があったところでしょう。それだってまだ下から2番目ぐらいの消防のエリアしかカバーリングしてないのです。それで、東海財政力あると思うのです。だけれども、整備を先送りしているのです。イの一番に大規模災害に対応しなくてはならないのだったら、茨城県は毎日でも行って東海に何とかしろ何とかしろと言わなくてはならないのではないのでしょうか。

だから、そういう現状というのを見ると、結局みんなでやるということを見越してぶら下がろうとしている市町村が余りにも多いです。なぜなら、ぶら下がったほうが得だから。それでは、まじめに

地域や住民サービスを考えているうちのような消防本部は、本当にカモになってしまうと思うのです。

でも、私たちは、ほかにも病院だとか、それからこれからごみ処理場だってまた直す時期に入ってくるし、幾らだってお金は必要なときなのです。ですから、やはりそういう現状を考えたときに、最初に申し上げたように、茨城県はまず小規模自治体の解消をすべきだし、それからその部分のハードや事業をほかのやってきたところに転嫁して、そしてソフト事業と一緒にまとめて水戸のほうに基地局、指令センターをつくりましょうなんということしたって一つもいいことはない。私たちの20万と30万でも十分に平成7年に提示された広域化は達成しているのです。そのことを考えながら今後協議に臨んでほしいということが1点。

そして、あと2つ目というのは、おこがましいようではすけれども、これから県議員に立候補される方もいらっしゃると思いますから、現職の県議員の方もこの地区内何人もいらっしゃるのをお願いしたいことなのですけれども、県北地方の整備というのは、山が多いという地域性もありますから、これは過疎債とか合併特例債を使って県が責任を持って支援すべきことなのではないでしょうか。県の仕事であって、ほかの市町村に問題のつけかえをするのは、私は間違っていると思います。

1週間ぐらい前の新聞でも、県が財政がどうしたこうしたという記事を見ても、だれももう何とも驚かなくなってきましたけれども、大変だ大変だと言っている割には、市町村は首長や議員の数を40%も削減したのに、茨城県というところは全然自分たちの身は切らないのです。市長会や議長会からも、もうちょっと定員数等の見直しも含めてやってはいかかかということをして、この非常にスピーディーな世の中に、ことし1回選挙やって、その後またやるのだなんて、そのとき考えるなんという、もう一汽車も二汽車も遅れているのは、結局仲よしクラブで与党も野党も本当はないからなのです。みんなで一緒にやって与党も野党もないと言ってくれるのだったら私たちも困らないのですけれども、自分たちのことだけは温存しておいて、本来自分たちがやるべき仕事を市町村に押しつけてやるというような仲よしクラブでは本当に困ってしまうというのが、もう一度は私たちが県議会の方々に言わなくてはならないことなのではないかというふうに思っています。

生意気なようではすけれども、今消防長が教えてくれた数字からだけでもこれだけの現状が分かるわけですから、どうか私たちの仕事というのはあくまでも筑西広域の住民の最少負担で最大の行政効果を上げるということなのであって、茨城県の心配は茨城県がすればいいのです。ですから、くれぐれもそのことを肝に銘じて、今後この協議会とかなんとかなんというところに出て負担割合を決めるそうですから、負担割合の中には、当然人口割、面積割というのがあります。すると、私たちのところは大きいのですから、3市で割ったら同じだというふうに言われるかもしれませんが、繰り返しになりますけれども、努力をしたところとしないところを十把一絡げに同じ土俵に乗せて、そしてまた新しいルールをやらせようなどということに納得する首長さんであっては困りますので、よろしくお願いを申し上げまして、最後に吉澤管理者の心構えというか、心意気というか、方針というのを伺って終わりにしたいと思います。お願いします。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 林 悦子君の2回目の質問に答弁願います。

吉澤管理者。

**○管理者（吉澤範夫君）** 林議員さんの2回目のご質問にご答弁を申し上げます。

県内の5ブロックの消防広域化につきましては、平成20年3月にこの計画が策定されまして、24年末までの目標ということで示されているようでございますが、各ブロックによってかなり温度差があるというのも実情のようでございまして、ブロックによっては、何ら話し合いを持たれてないところもあるようですし、また一方では協議会が設置されていても早急に広域化を図ろうという機運が見受けられないというのも実情のようでございます。

当筑西広域の消防と茨城西南地方広域の県西ブロック化でございますが、先ほどその期待される効果等につきましては、消防長のほうからお話をいただいたわけでございますが、これに対するメリットとそれからデメリットというものをきちんと検討、検証しなければならないというふうに思っております。

また、このパンフレットを見ますと、管轄人口が30万人以上を目指すということで5ブロック化の推進でありますけれども、一方では県域の一本化ということも視野に入れて検討するというところでございますので、5ブロック化がいいのか、果たして一本化がいいのかということもきちんと検証していかなければならない。とにかく圏域住民の安全、安心のために最善の形を目指して、構成3市の首長さんとよく協議をして、相談をして進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、消防救急無線の広域化、共同化及び消防指令業務の共同運用につきましては、去る2月の5日に県内市町村長で構成する仮称茨城県消防救急無線の広域化、共同化及び消防指令業務の共同運用等検討協議会を立ち上げるための会議が開催をされたわけでございますが、この会議において各市町村長に対し、県からの十分な説明を求めるような意見がございました。そして、先ほども議員さんご指摘のように、今月ですか、副市長を集めてまた説明をするということでございます。先ほど消防長のほうから個別に整備をすると262億円、共同で整備をすれば155億円ということでございますが、財源等につきましてもかなり違いがありまして、共同で整備をする場合は、防災対策事業債充当率が90%なのに対して、個別でやると75%しか充当できない。また、その元利償還金の交付税算定額が、共同だと50%なのに、個別だと30%しか見てくれないというような背景もあるようでございます。いずれにいたしましても、これらも構成3市の首長さんとよくコンセンサスを図って進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 11番、林 悦子君。

**○11番（林 悦子君）** お願いします。

私は、これ以上の広域化は必要ないと思っています。やっぱり住民から余りにも距離が遠くなり過

ぎる。20万から30万に1人ぐらい、おれがここは守っているのだというような消防長がいてもいいのではないですか。もし一緒に50万になるとしたら、とりあえずこの60何億の予算の中から27、8億の予算がそっくり抜けていくわけですね、この一部事務組合の中から。残るのはごみと葬祭と。結局消防って人的交流の骨格をなすものですから、それが地域から離れていくというようなことは、決して私は地域のメリットにならないし、また大きなものに対してどうやってやるかということは、これはもう自衛隊だとか、国が考えるレベルのことであって、さっきも言ったように、一本化と5ブロックがどっちがいいかというふうに市長は今おっしゃったけれども、そもそも警察と根本が違うので、警察は犯罪そのものが広域化していますけれども、火事とか病気等は広域化しないあくまでも局部的なものなので、私たちの仕事はそれだということに私は撤すべきだと。そのために今まで年次とお金をかけてこの広域消防をつくり上げてきたわけですから、それはお願いしたいし、それから全体で見たときは安いのです、かかるどのお金も。広域化に関しては、これは全然財源ないのです。それで、28年の共同化については年次が限っているだけに、たしか今市長がおっしゃったように、交付税の何%だのあだのというのはあるのです。けれども、これはみんなでやれば安いのであって、得するところと大幅に損するところがあって、恐らくここは損するところになります、このままいくと。そこをよく考えてやってもらわないと。言っていたではないですか、もう消防台の更新は終わってしまったと、あと10年やらなくていいと。ほかはもうそれを見越してやらないでいるところがたくさんあるのに、やらないところの分まで背負わされて、それで安かったなんという話で納得するような住民ばかりはいないということをよく肝に銘じて、今後協議会に、副市長さんにもよく言ってください。筑西さんは副市長さんいないのですよね。

〔「います」と言う人あり〕

**○11番（林 悦子君）** （続） いるのですか、できたの。それは失礼いたしました。では、よろしくまずお願い申しまして、1時間もかかってしまいましたけれども、難しい話だったので勘弁してください。

ありがとうございます。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 3回目は質問でなくてよろしいのですね。

**○11番（林 悦子君）** いいのです。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 休憩をいたします。

休憩 午前11時44分

---

再開 午後 1時00分

**○議長（榎戸甲子夫君）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

17番、鈴木 聡君。

〔17番 鈴木 聡君登壇〕

**○17番（鈴木 聡君）** 午後、皆さんそれぞれいろいろ用事があつたり、会議があるようですから、はしょってやっていきたいと思います。

問題を絞ってやります。

それで、私最初に、項目として挙げた筑西広域圏内の救急医療体制の問題について質問していきたいと思うのです。救急医療体制といえば、ここでは病院群輪番制をとって市民の命と健康を守っていくと。城西、結城病院、それから筑西市民病院、それから協和中央、県西総合病院ということで、輪番制をとってやっておりますが、ずっとこれまで広域圏内の救急医療の貧弱さというか、これは医師の問題が一番大きい問題ですけれども。医療崩壊の象徴的な地域だとこの地域は言われています。マスコミでもいろいろ取り上げられてきました、筑西、下妻保健医療圏は。そういう中でのこれをどうやって改善していくかということで、今筑西、桜川市の救急医療提供の体制のあり方、検討会議でいろいろ出ています。

そういう中で、ではどういうふうに進んできているのかと、救急医療の関連から言うと。まず、この地域には、いわゆる第3次医療機関がないということ。つまり、重篤患者を受け入れる救命救急センターがないということが、まず第1点非常に大きな問題としてずっとこれまで語られてきた。ですから、私らもいろいろ聞いていますが、まず救急患者の受け入れというか、そういう搬送先がなかなか決まらない。県外の自治医大とかそういうところに頼らざるを得ないとか、つくば方面のほう、相当な患者が搬送されているという状況。救命救急センターがないということは、急性期医療、特に急性心筋梗塞なんか起こした場合なんか、もう助からない状況、今のままでは。だから、そういうものに対応できるということも今考えられているようでありますが、ただ今現在、この区域では急性心筋梗塞の患者を受け入れられるような体制がないし、ですから先ほども自治医大やそれからつくば方面にお世話になっていると。脳卒中なんかは、城西病院とか、それから協和中央、そういう面で受け入れてもらっているけれども、それも満杯。なかなか受け入れられてもらえないのが現状だと思うのです。

そういう点で、特に筑西、下妻保健医療圏で見た場合、3大死因の死亡率、つまりがんといわゆる心疾患、それから脳血管疾患、そういうものの割合というか、死亡率もここは大きいのです、全国に比べて。数字的にも挙げられていますけれども、がんの場合は302.4人、人口10万人当たり。全国では、平均では262.2人とか、心疾患は筑西、下妻圏域では167.5人、全国では143.8人と。こういうふうに比較しても非常にこの区域は高いと、死亡率が。そういう問題いろいろやってきておりますが、では特に筑西と桜川でやっている新たな新中核病院の建設問題が今いろいろ世間で話が出ております。これは、国の地域医療再生基金というものを活用してやっていくのだと。特に救急医療の問題に力を入れていくのだということですが、25億という再生基金の国の採択がおりて、そのための準備がされているというふうに聞きます。そういう中で、新中核病院というのは、救急医療の問題についてはどういうふうな位置づけになっていくのか。

いろいろ問題たくさんあるのです。例えば、県西総合病院が300床のベッド数があると、あるいは筑西市民病院が173床のベッドがあつて、合わせると470、500近いベッド数があるのだけれども、それいろいろ構想を聞きますと、両方の病院がサテライト化してしまうのだと、新中核病院ができると。そうすると、新中核病院というのは200床以下でしょう、ベッドは。470近いベッド数があつたものが半分近くになってしまう。それで果たして今までのようなものがそれで改善されるのかということ、ベッド数が減るということは大変大きな問題だと思うのです。そういう観点からも、救急医療を本当に改善できるのかなと私らは疑問に思っているのです。

そういう点で、救急医療にあたっては、消防隊でいろいろやっております。大変昼夜分かたずご苦労をかけているのですが、今度北関道が開通して、桜川周辺では、この辺もそうですが、高速道を使って県立中央病院の急患搬送が増えてきていると。そういったいわゆるこの圏域外の救急搬送というか、例えば自治医大にどのくらい搬送されているのかとか、つくば方面のメディカルや筑波大学、こういったところの搬送先とか、あるいは県立中央病院の搬送先とか、そういった昨年の実績ですか、その辺も併せて詳しくひとつ数字でお示し願いたいと。

それから、今非常に新中核病院の建設設置場所というものに大変市民は関心持っております。仄聞すると、漏れ伝え聞くと、いわゆる桜川筑西インター周辺だという話が出ております。もしそうだとすれば、それは私らとしても、市民感情から言っても、果たしてそれでいいのかなと。いわゆる桜川と筑西市の人口規模の問題も考え合わせて、決してそれが新中核病院が救急医療の第3次医療を完全にカバーするかということ、そうまではいかないのです。よく2.5次医療だと、0.5足りないのです。しかも、ベッド数が半分以下に減らされるということについては、私らは必ずしもそういうことで新中核病院ができればいいのではないかという考え方にはくみしないのです。その上、桜川筑西インター周辺にそういう中核病院がつくられるとすれば、筑西市としてはさらに遠くなってしまいますので、今の市民病院から。こういういろいろ今日までの議会の中では、管理者は、大体桜川と筑西市の間だろうという答弁をしましたけれども、いわゆるインターチェンジの周辺だということを聞きますと、何をどういうふうに根拠にしてやっているのかということが私聞きたいのです、その辺。

それから、大体今の急患の搬送時間というのはどのくらいかかっているのですか、消防隊としては。幾つかの例を私らは直接市民から聞いていますけれども、仮に心筋梗塞を起こした患者さんが自ら救急車を呼んで、救急車は確かに早く来てくれます。自ら呼んで、自ら救急車に乗った。さあ搬送先を決めるのに、それがなかなか決まらない。40分も1時間もかかってやっと決まって搬送先へ行ったら、もう手遅れだと、もう心肺停止になって。そういう事例を何例か聞いています。そういうことから言っても、確かに今度の医療再生、地域医療の再生というのは大変重要な課題だと、大いに歓迎するのです。そういう点で、搬送時間も短縮される。そういうことも考えられると思うのです。しかも、急性心筋梗塞の治療もできるという体制になれば、それはこの上のない朗報になるわけですから、そういう点の兼ね合いってどういうふうに。

ですから、県は地域の救命センターを確保するという事で、県の使命なのです、本当は。しかし、今度の地域医療再生基金の中身を見ますと、それはいわゆる第3次までの医療は県外の自治医大とか、つくば方面の病院に頼るといふことまで言っているのです。この地域に救命センターがないという事をうたって、確保しなければならないと言いつつも、いわゆる完全な第3次救急医療は、筑波大とか、自治医大のほうに頼るといふことを述べているのです。

先ほど仁平議員からも出ましたドクターヘリの問題については実現できましたけれども、私ども議会で何回となく取り上げてきましたが、これはことしの7月から開始されるということで大変喜ばしいことだし、しかもこの辺は大体15分ぐらいで来るという話ですから、大変早まっていくということは大変結構なことですよ。

それから、医師確保のために寄附口座を設ければ、医科大学に。いろいろ聞きますと、自治医科大に寄附口座を開設するという事、2億ぐらい寄附して、いわゆる常時医師の派遣を願うと。インターネットなどでいろいろもう情報流れています、厚労省からの。そういうものを見ますと、自治医科大に寄附口座を開設して、22年度から筑西市民病院内に地域医療再生プロジェクト研究室を設ける。総合診療医を4名派遣すると。こういう形で述べられていますが、そういうものの準備というのはどこまで進んでいる。いわゆるそれぞれの各医科大学にはもう事前に話が進んできて、大体骨格が決まったと思うのです。ただ、あとは新年度にどう実施するかということだと思っております、それがきちんとそのとおりにいくのかどうかというのは、私どもは一番心配なのです。

だから、そういう点をひとつ、救急医療の確立というものを、しかも22年度からこの基金の活用が始まるわけですが、しかも完成年度は24年度までですと、新中核病院をつくるということですが、大体45億の予算は必要だと。約200床ベッドの仮称医療センターと言ってもいいのでしょうか。45億の内訳を見ると、いわゆる国から来る地域医療再生基金というのは25億あるけれども、中核病院をつくるための基金は10億だけしか使えない、10億しかないわけだよね。あとの5億は寄附口座、あるいはあと10億、これは回復機能リハビリテーション。結城病院とか、大圃病院とか、あるいは協和中央とか、そういったものの民間病院に活用されるということがもうはっきり分かっているわけですから、中核病院をつくるための10億ではとても足りない。あとの35億は、関係する5市町で出せという。関係する5市町というと、筑西、下妻保健医療圏だと、桜川、筑西、結城、下妻、八千代、これと言っていると思うのです。しかし、これはほかの自治体は出さないですよ。まず、桜川と筑西市で負担するということになると思うのだよね、35億を。そういう問題もありますので、非常に新しい中核病院をつくる位置の問題というのは、これはお互いにそれぞれ一番重大関心を持っているのです、市民が。インターのほうへ行ってしまふのかとか。では、35億の負担の割合をどうするのか。人口割でいくのか、地域割でいくのか、そういう問題も発生してくるのです。こういうことを考え合わせると、きちんとした、うわさだとか、仄聞するとといふか、そういう話だけでなく、今どういふふうに進んでいるのか。お互い管理者、副管理者もいるわけだから、そういう話し合いというものがあると思

うのです。

いろいろ聞きますと、先ほど言った自治医科大等の寄附口座の中で、筑西市民病院にいわゆる再生プロジェクト研究室を設けて総合診療医という医者への派遣を4名するというのは、雲散霧消しかねない。どこかへ分からなくなってしまったというような話もあるわけです。そういうことがあってはならないと思うのです、これは。国からこうしなさい。県の音頭取りでやってきたのはやってきたのだけれども。私らも言うのです。県は音頭を取って、口は出すがお金は出さない。これいろいろ見ると、県は10億出すように書いてありますが、これは国から来る25億のうちの10億なのです。県は一銭も出さないのだよね。だから、やっぱり本当は県もそれなりの責任があるのです、救命救急センターをつくるという責任があるのですから、本当は県からももっと、いわゆる広域圏内の命と健康を守るための補助というか、そういうものは県も本当はやっていただければいいのですが、そういうものが一円もないということが分かりました。そういう点でいろいろ私が気がついた問題で、その点お答え願いたいと思います。

いろいろまだありますけれどもはしょって。ドクターヘリの問題では、仁平議員が言っておりましたので、特に離発着場所、ヘリポートなんてそんな大げさなものではないと、離発着場所だと思のです。そういうところが22カ所と言われたけれども、22カ所でこの広い広域圏内の場所がそれで緊急時に足りるのか、距離的に。やっぱり住民としては、一番近いところに緊急を要すれば当然そこを選ぶわけですから、22カ所では足りないのではないかなど。主なところが言われました。総合運動公園や県西総合公園とか、それから鹿窪運動公園とかそういうところがあるのだと言ったが、そのほかに22カ所というのは、小中学校とかそういったところだと考えられるのだけれども、22カ所では私は距離的にこれはまだ不十分だと思うのです。もし患者さんが発生して22カ所のどれかに行くのに距離が離れていたのでは、せっかくヘリコプターが早く来てくれても、いわゆる合流地点で時間がかかってしまうとまたあれですので、そういう面も併せてひとつお答え願いたい。

この辺にとどめておきたいと思います。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 鈴木 聡君の1回目の質問にご答弁願います。

吉澤管理者。

〔管理者 吉澤範夫君登壇〕

**○管理者（吉澤範夫君）** 鈴木議員さんのご質問にご答弁を申し上げます。

救急医療体制についてということでご質問ちょうだいいたしました。議員さんもお案内のとおり、当組合においては病院群輪番制事業と小児救急医療事業を実施をしているところでございます。

ご質問の国が進める地域医療再生基金事業につきましては、当組合で答弁することが適当かどうか私もちよっと判断の迷うところではありますが、当事者ということでございますので、あえてお答えをさせていただきたいと思います。筑西、下妻医療圏における地域医療再生基金計画は、厚生労働省より本年1月29日付にて茨城県知事あてに決定通知が下されたところでございます。現在は、その計画

を具現化するため、仮称筑西・桜川地域の医療提供体制検討委員会を設置すべく準備を進めているところでございます。その内容は、医師確保対策を中心とする各医科大学や関連病院との連携による医師確保システムを構築し、後期研修医の確保や、医学部進学への学生支援等総合的な医師確保対策でございます。また、筑西、下妻保健医療圏の地域医療の再構築を図るため、特に医療圏内に不足しているがん診療機能の強化や脳卒中、急性心筋梗塞の急性期医療機能の強化、集約を進め、筑西・桜川地域に新中核病院を整備し、既存の公立2病院はサテライト化等地域医療機関との役割分担や連携を図り、診療機能を充実する計画でございます。今後は、これらの事業計画が推進されるよう県並びに桜川市等との関係機関と連携を図り、地域医療の充実、確保に努力をしまいたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 次に、大和田消防長。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

**○消防本部消防長（大和田邦一君）** 鈴木議員さんのご質問にご答弁したいと思います。

消防に関しては、救急業務の実績等についてのご質問かと理解しております。消防本部における救急業務の21年度中の活動状況につきましては、出場件数6,769件、搬送人員6,265人となっております。これは1日平均18件となりまして、広域圏内に居住する住民およそ33人に1人の方が救急隊によって医療機関へ搬送されたという状況になると思います。また、搬送人員を事故種別に見てみますと、最も多いのが急病で3,640人、58.1%になります。次いで交通事故1,008人、16.1%、転院搬送、一般負傷の順となっております。また、去年は新型インフルエンザが流行しましたので、この患者を41人ほど搬送しているという状況でございます。平成20年と比較しますと、出場件数で158件、搬送人員で163人、それぞれ減少しているというような状況でもございます。

次に、病院群輪番制5病院の収容状況についてでございますが、まずその前に広域圏内の医療機関への収容人員と申しますのは3,720人ございまして60%、これが管内の医療機関に収容しているというような状況でございます。そのうちの輪番5病院の収容状況と申しますと、結城市にございます城西病院、ここが517名で8%。結城病院さんにつきましては、362人で5.7%。筑西市民病院につきましては、384人で6.1%。協和中央病院につきましては、1,347人で21.5%。県西総合病院につきましては、697人で11.1%というような収容状況になってございます。

それでは、他の県内の主な収容医療機関につきましては、まず筑波メディカルセンター病院、ここには395人、6.3%。県立中央病院、211人で3.3%。さらに、今度は県外となりますけれども、県外の主な収容先医療機関につきましては、自治医科大学附属病院、これにつきましては756人で12%。芳賀赤十字病院につきましては、167人で2.6%というような収容状況でございます。

続きまして、搬送時間はどのくらいかというようなご質問でございますが、救急隊が現場到着しま

して、そこから医療機関までの収容時間でございます。これは平均でございますが、平成20年につきましては30分42秒、21年につきましては29分48秒ということで、1分6秒の短縮が図られているという状況でございます。

さらに、ヘリポートの件でございますが、先ほど鈴木議員さんのご指摘のとおり、救急ヘリに関しては、その臨時離発着場が多ければ多いほどこれはいいわけでありますので、今後につきましては、消防本部で管内の候補地を調査しまして、登録申請したいと考えております。

以上でございます。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 17番、鈴木 聡君。

**○17番（鈴木 聡君）** 管理者から救急医療の問題で地域医療再生基金のそういった準備の問題は答弁あったのですが、これから検討会議の委員会をつくってやるのだと言うが、だけれども既に話し合いというのは始まったのではないですか。例えば、新中核病院をどこに設置するかという場所。私らは、仕事柄いろんな情報が入るのです。もう既に桜川筑西インター周辺だという話が。これは私1人で言っているのではないよ。私が決めつけて言っているのではないのです。多くの市民が言うのです。そういう話がなぜここまで進んでいるのかというのを聞きたいのです、私。「ああ、そうですか」と、私らは市民から言われて初めて気がつくのです。だから、今度こういう機会があったので、では問いただしてみるからと。これ終わったら、市民の何人かの方にお知らせしなければならない。だから、本当に桜川筑西インター周辺に新中核病院をつくるのが有力なのか。では、そのよく言っていた桜川と筑西市の中間地点ではないのではないの、それは。だって、人口規模見ても、11万割ったけれども、大体約倍近い人口を擁しているのですから、もしそういう方向で決まるなら、これは私は不公平だと思うのです、市民感情からすれば。しかも、35億どういふふうに分配するのですか、負担配分は。一説には、そんなに出すのだったら、それぞれの病院を自分たちで自前で再建したほうがよっぽどいいという市民もいます。しかも、ベッド数が半分以下になってしまうのでしょ、両方合わせると500近いベッドが200床ですから。そういう観点から言えば、今度の県が音頭取った地域医療再生計画というのは、では何なのだ。あるいは自治医大からの医師の派遣の問題についても、せつかく2億の寄附口座を設置して、そして総合医療医を4人派遣する。研究してプロジェクトを市民病院の中につくってやるのだという構想まで練られていて、それが何だか分からなくなってしまったという話まであるのです。

そういうことでは、では基本線はどこにあったのだ。基本線がぐらぐらしているのでは、これは何か前途多難だなと私感じたのです。だから、そういう点、ここでもし管理者、あるいは副管理者でもいいです。お互いに話していると思うのだよね、そういう話が外部にばあっと流れるというのは。ただ、やみくもにデマが流れるのではなくて、やっぱりそれなりの話の内容の事実があったから、それが市民の耳に入るわけです。だから、そういう点は、それぞれ立場がありますよ、首長さん、自治体の親方なのだから。それは立場はあるが、やっぱり行政上は公平にやるべきだと思うのです。そう

いう点、私が今言ったことは、決してデマ情報ではないのです。私なりに確信してこうして言っているわけです。単なるうわさでは質問なんかしません、私は。だから、そういう点どうなのでしょう。

それから、ドクターヘリの問題ですけれども、消防長は通信指令を通してやるのだと。ただ、そういった場合、時間的なものはどうなのでしょう。例えば、現場へ到着した救急隊員が直接要請するというようなことは考えられないのですか。その点。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 鈴木 聡君の2回目の質問に答弁願います。

吉澤管理者。

**○管理者（吉澤範夫君）** 鈴木議員さんの2回目の質問にご答弁をさせていただきます。

県が申請人となってございます地域医療再生計画のプランの中で示された新医療センターの設置場所等については、まだ具体的に決まってないのが実情でございます。病院側の事務レベルでの話し合いはなされていると思いますが、これから場所等については詰めていくというのが本音のところでございます。議員さんもお指摘のように、残りの35億円は市の負担ということになりますし、実際にはこれに5億円ほど上乘せになります。基本設計、詳細設計、それから用地買収費が約5億円ぐらいかかるということでありますから、40億円ぐらい不足するだろうと。それらの負担割合のことも詰めていかなければなりませんし、設置後のランニングコスト等の負担割合等ももちろん決定をしていかなければならない。そんなことを加味しながら、この筑西、そして下妻医療圏の地域医療の再構築の事業目的を達成するような場所を模索していかなければならないだろうというふうに思っております。いずれにしても、桜川市さん、県西総合病院さんとよく協議をして進めてまいりたいと思いますので、ご指導のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 大和田消防長。

**○消防本部消防長（大和田邦一君）** ドクターヘリの要請方法というようなご質問でございますが、このドクターヘリに対する要請につきましては、通信指令課の指令課員と現場に出場した救急隊員、これは自動車電話での連絡になろうかと思うのですが、そのような方法で、その現場の状況によってどちらでも要請が可能というふうになっておりますので、極力早い要請が一番有利なことなものですから、どちらでもその判断によって要請できると、要請するということになっておりますので、これでご理解をお願いしたいと思います。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 鈴木 聡君。

**○17番（鈴木 聡君）** 新中核病院の建設問題については、管理者が答弁した状況だということは理解しました。ただ、私が言ったような場所の位置の問題については、そういう話がもう乱れ飛んでいるのです。だから、これはもっと私は慎重に話し合ってもらわないと困ります。市民を惑わします、こういうあれは。やっぱりそれぞれの立場で交渉に臨むとは思いますが、お互いに良識を出して、円満にやるべきだと思うのです。ただ、私らはこれがベターだとは思っていません、500床もあるベッ

ドが減ってしまうのですから。そういう点も考え合わせてこれからの課題として私らは言い続けると  
思っています。答弁はいいです。

それから、ドクターヘリの問題で、現場からの直接要請とかいろいろ臨機応変にやるということ  
ですから、それでいいと思います。ただ、離発着の場所については、もっと登録候補地を増やすとい  
うことですが、ただ小学校や中学校の校庭だと砂ぼこりが立つのです。そういう問題も考え合  
わせて私は候補地を探すべきだと思います。いいです、答弁は。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 以上で一般質問を終わります。

---

### ◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

**○議長（榎戸甲子夫君）** 次に、日程第3、報告第1号 処分事件報告についてを上程いたします。  
直ちに説明を求めます。

櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

**○事務局長（櫻井 篤君）** それでは、報告第1号 処分事件報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり処分したので、報告し、承認を求  
める。

#### 記

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

(平成21年11月30日処分)

平成22年2月19日提出

2ページをお願いいたします。専決処分書の写しでございます。

続きまして、3ページは、条例公布のかがみでございます。本条例は、平成21年の人事院勧告に基  
づき、職員の給料月額及び期末手当と勤勉手当の引き下げを筑西市に準じ、職員の給与に関する条例  
など3条例の改正と、職員の給与の特例に関する条例の一部改正を行ったものでございます。

本来は、組合議会において議員の皆様方にご審議をいただき施行すべきところでございますが、平  
成21年12月1日を基準日とする期末勤勉手当に関わる改正がございまして、当組合が給与体系を準拠  
しております筑西市におきまして基準日前日の11月30日に議決し、翌日の12月1日の施行となってお  
ります。この間、当組合議会を招集する時間がございましたので、地方自治法の規定に基づき、  
専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、人事院勧告に基づく給与条例につきましては、結城市が昨年11月24日、桜川市が11月20日の  
臨時議会で議決し、それぞれ12月1日から施行しております。

まず、平成21年の人事院勧告でございますが、第1点としましては職員の給料月額の引き下げで、  
引き下げ率は平均0.2%となっております。なお、若年層の給料月額の引き下げは行っておりません。

次に、第2点としまして期末勤勉手当の支給月数の引き下げで、6月分、12月分を合わせまして0.35月の引き下げとなります。

第3点としましては、時間外勤務手当の改正でございます。特に、長い時間外勤務を抑制し、またこうした職員に休息の機会を与えるため、月の60時間を超える時間外勤務に関わる時間外勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、当該支給割合と本来の差額分の支給2回、休暇をとることができる制度を新設するものでございます。

それでは、条文に従ってご説明いたします。

4ページをお願いいたします。筑西広域市町村圏事務組合条例第9号、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

第1条は、職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第19条第2項は期末手当の支給率を定める規定で、一般職の12月の支給率を「100分の160」から「100分の150」に引き下げ、特定幹部職員の12月の支給率を「100分の140」から「100分の125」に引き下げる改正でございます。

同条第3項は、再任用職員の期末手当の支給率について定める規定でございますが、12月の支給率を職員に準じて引き下げるものでございます。

なお、当組合におきましては、現在再任用職員は在職しておりません。

次に、第20条第2項ですが、これは勤勉手当の支給率を定める規定で、一般職の支給率を「100分の75」から「100分の70」に引き下げる改正でございます。

さらに、別表第1の4ページから7ページまでの表につきましては行政職給料表で、別表第2の8ページから12ページ上段までの表は消防職員に適用される給料表の改正で、若年層を除きマイナス0.2%、7級以上につきましてはマイナス0.3%の改定でございます。

各給料表につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、12ページ上段でございます。第2条につきましても、職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、第1条が平成21年12月1日の施行日となることに対しまして、第2条は平成22年4月1日の施行となることから、第1条とは別に改正するものでございます。

第2条でございますが、特に長い時間外勤務を抑制し、時間外勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため設けられた規定で、この中の第13条に次の3つの項を加える改正につきましては、時間外勤務手当に関する規定でございます。

第4項としまして、月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合を「100分の125」から「100分の150」に引き上げ、第5項としましては、60時間を超えた部分を代休とした場合、時間外勤務手当を支給しないこと、第6項につきましては、再任用職員の時間外勤務手当の支給割合を規定したものでございます。

下から3行目、第19条第2項の改正でございますが、平成22年度以降の期末手当の支給に関する規

定で、一般職の6月の支給率を「100分の140」から「100分の125」に引き下げ、特定幹部職員の6月の支給率を「100分の120」から「100分の105」に引き下げ、12月の支給率を「100分の125」から「100分の130」に改正するものでございます。

さらに、同条第3項につきましては、再任用職員に関する規定について、職員に準じ改正するものでございます。

続きまして、13ページの上から4行目になります。第20条第2項第1号ですが、勤勉手当の支給割合を改正するもので、特定幹部職員の支給割合を「100分の95」から「100分の90」に引き下げ、同項第2号では再任用職員の支給割合を改正するものでございます。

これら第1条及び第2条の給与条例の改正により、期末勤勉手当の支給割合は、一般職、特定幹部職員とも、6月が1.95月分、12月が2.2月分で、年間支給割合では0.35月分の減となりまして、4.15月分となるものでございます。

続きまして、第3条の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

初めの1条の追加は、新たに第9条として時間外勤務代休時間について規定をするものでございます。この時間外勤務代休時間では、月60時間を超えた時間外勤務について、第2条の規定による改正後の時間外勤務手当の支給にかわり代休をとることができる制度でございます。

第9条の2第2項の改正につきましては、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務の規定で、字句の整理を行うものでございます。

第9条の3第2項の改正につきましては、育児や介護を行う職員に関する時間外勤務の制限時間数の改正で、勤務時間を1カ月当たり24時間、1年につき150時間までとする改正でございます。

続きまして、第4条の組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

附則第7項とありますが、これは平成18年にマイナス4.8%の大幅な給料改正により、施行日前の給料額に達しない者への現給保障を規定したものでございますが、この給料改正につきましても、今回の人勧で100分の99.76を乗じた額、すなわち0.24%減じる改正をしたものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。第5条の職員の給与の特例に関する条例の一部改正でございます。この条例は、筑西市におきまして財政状況を勘案し、期末手当と勤勉手当に関わる役職加算の2分の1減額を各年度ごとに筑西市独自の給与減額を実施しておりましたので、当筑西広域におきましても、これに準じ、期末勤勉手当の役職加算を2分の1減額して支給をしてまいりました。しかし、今回の人事院勧告による期末手当と勤勉手当の支給月数の引き下げが、この特例条例による独自の給与減額を上回るものとなりましたので、筑西市におきましては、廃止することになりました。したがって、当組合におきましても、これに準じまして、特例条例の役職加算の減額規定を削除する一部改正を行うものでございます。筑西市では廃止ということですが、当組合におきましては改正としておりますのは、特例条例第2条に地域手当の規定があるためでございます。

続きまして、附則についてご説明申し上げます。

第1項におきまして、施行期日を定めております。平成21年12月1日施行の条例と、平成22年4月1日施行の条例に分かれております。平成22年4月1日施行の条例は、第2条の職員の給与に関する条例の時間外勤務手当に関する改正と、第3条の職員の勤務時間、休暇等に関する条例、それにこの後ご説明いたします附則第4項の職員の育児休業等に関する条例でございます。

第2項といたしましては、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例についての規定で、給料表の減額の対象となる職員について、4月の給料や手当などの合計額に100分の0.24を乗じて得た額に4月から11月までの8カ月分と、6月に支給された期末勤勉手当支給額に100分の0.24を乗じて得られた額の合算額を12月に支給する期末手当から減額するという内容でございます。

附則第3項につきましては、この条例の施行に関して、必要であれば規則で定めるという内容でございます。

最後に、15ページから16ページになりますが、附則第4項でございます。職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、月60時間を超える時間外勤務をした場合には、その超えた時間に対して支給率を引き上げることや、支給率を引き上げることにかえて時間外勤務代休時間の制度が新設されたことに伴いまして、同様の規定を職員の育児休業等に関する条例の第16条と第18条の読みかえ規定の表に追加する内容でございます。

なお、今回の人事院勧告と、独自に実施いたしておりました役職加算の減額廃止で、当組合全体で1,354万円余りの減、職員平均で4万3,000円余りの減となります。

もう一つ、個人別の事例として申し上げさせていただきますと、事務局の50歳代の管理職を例にとりまして、今回の人勧で約8万6,000円余りが減額となります。役職加算の復活で7万3,000円余りが復活されます。しかし、実質的には1万3,000円余りの減となってまいります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○議長（榎戸甲子夫君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（榎戸甲子夫君）** ご異議なしと認め、採決をいたします。

報告第1号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（榎戸甲子夫君）** 起立多数。よって、本件は報告のとおり承認されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時56分

---

再開 午後 2時10分

○議長（榎戸甲子夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（榎戸甲子夫君） 次に、日程第4、議案第1号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） 議案第1号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ642万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億4,296万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成22年2月19日提出

4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正の変更でございます。消防施設整備事業として消防指揮車を購入するための起債として、当初予算で限度額を5,830万円と見込んでおりましたが、入札により購入価格が決定したことに伴い、起債の限度額を40万円減額し、5,790万円に変更するものでございます。

続きまして、5ページ、6ページをお開きください。歳入でございます。款1分賦金、目4消防費分賦金ですが、旧下館消防署の解体につきまして、解体費5,000万円のうち、2分の1に当たる2,500万円を筑西広域で負担し、それを3市からの分賦金としてご負担いただくことで、平成21年7月21日の第2回臨時会で増額補正することをお認めいただいております。今回筑西市におきまして、解体設計、工事管理費、解体費を合わせまして事業費が3,788万4,000円に確定し、当初見込みより1,211万6,000円少なくなりました。このため、1,211万6,000円のうち、当組合負担分となります2分の1に当たる605万8,000円を減額補正するものでございます。

款6繰越金3万3,000円と、款8組合債、目1消防債でございますが、消防指揮車の購入価格が入札により決定したことに伴いまして40万円を減額し、合わせて3万3,000円を一般財源で調整するために補正をお願いするものでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。歳出でございます。消防費の目1消防総務費でございます。歳入の分賦金でご説明しました旧下館消防署解体工事の額の確定に伴いまして、当組合負担の分賦金605万8,000円の減額補正をお願いいたしましたが、歳出では負担金補助及び交付金の中で605万8,000円を消防費分賦金負担割合に応じ3市に返還する精算を行うものでございます。減額による精算額としましては、結城市で、146万9,000円の減となりまして459万3,000円の負担となります。筑西市で、308万円の減で963万円の負担となります。桜川市では、150万9,000円の減で471万9,000円の負担となっております。

目2消防施設費でございますが、購入予定の消防指揮車を当初予算で1,241万8,000円見込んでおりましたが、購入価格が入札により決定したことによりまして、備品購入費を36万7,000円減額するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○議長（榎戸甲子夫君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（榎戸甲子夫君）** ご異議なしと認め、採決をいたします。

議案第1号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（榎戸甲子夫君）** 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号から議案第4号の上程、説明、質疑、採決

**○議長（榎戸甲子夫君）** 次に、日程第5、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合筑西遊湯館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてまで、以上3案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

まず、議案第2号及び議案第3号について、櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

筑西広域市町村圏事務組合筑西遊湯館の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
標記について次のとおり提出する。

平成22年2月19日

この遊湯館の条例の改正につきましては、入館者の要望、あるいは近隣の施設でありますあけの元  
気館の障害者の介助者の使用料について検討しました結果、500円をいただいておりますところ、平成  
22年4月から、障害者と同額の200円とする改正をお願いするものでございます。

この改正によりまして、年間おおよそ24万円ぐらいの減収の見込みとなっておりますが、実際の介  
助者の利用が若干増えるという予想もしております。

議案第2号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第3号についてご説明申し上げます。

議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管  
理に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

平成22年2月19日

県西公園の管理条例の一部改正でございますが、公園の有料施設でありますターゲットバードゴル  
フ場の使用料につきまして、別表3に定めるところにより、1日料金及び年間使用料を取っておりま  
す。しかし、当ゴルフ場の利用状況を見ますと、利用者が全18ホールを回るのに要する時間帯は約2  
時間であり、終日使用する利用者が少ないという現状に合わせまして料金設定をする必要があるとい  
う考え方で、新たに半日料金の設定を2つするというところで、今回改正をお願いするものでございま  
す。

また、当ゴルフ場は日本ターゲットバードゴルフ協会の認定コースとなっておりますが、これまで  
も幾つかの競技会が開催されておりますが、団体料金の規定がないため、中止となった競技会がござ  
いますので、各方面から団体料金の設定の要望などもありまして、併せて団体使用の料金設定を行う  
ものでございます。

議案の2ページ、裏側になりますが、別表3として、ターゲットバードゴルフ場の使用料の料金設  
定の区分がございまして、時間区分で8時30分から12時まで、料金、大人、1人300円、中学生以下100  
円。それと、その下の12時から17時、大人400円、中学生以下200円。この半日単位の2つの料金設定  
を新たに行うものでございます。それと、一番右側の団体使用としまして2万8,000円を設けておりま  
すが、これを新たに設定するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（榎戸甲子夫君） 次に、議案第4号について、大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について  
標記について次のとおり提出する。

平成22年2月19日

裏面をお開き願いたいと思います。筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和48年組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、第37条の2の次に次の1条を加えるものでございます。これらにつきましてご説明させていただきます。

このたびの改正につきましては、平成20年10月1日未明、大阪市浪速区の個室ビデオ店におきまして、死者16名、負傷者9名という甚大な人的被害を伴う火災が発生いたしました。この現状を踏まえまして、個室ビデオ店等における防火安全の確保を図るため、火災予防条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要といたしましては、1つといたしまして、個室型店舗、これはカラオケボックス、漫画喫茶、テレホン喫茶、個室ビデオ、その他これらに類するものでございます。これらの遊興の用に供する個室に外開き等が設けられ、避難通路に面するものにあつては、当該避難通路における避難障害を防止するため、当該外開きの戸は開放した場合において自動的に閉鎖するものとする改正でございます。

なお、避難上支障がないと認められるものにあつては、自動的に閉鎖することを要しないことができる旨のただし書を付記したものでございます。

2つ目といたしましては、避難口、廊下、階段などに避難の妨害となる施設を設け、または物件を置いて避難のための妨害となるようなことをしてはならないことを定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（榎戸甲子夫君） ご異議なしと認め、逐条採決をいたします。

まず、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合筑西遊湯館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（榎戸甲子夫君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する筑西総合公園施設の管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（榎戸甲子夫君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（榎戸甲子夫君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第5号から議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（榎戸甲子夫君） 次に、日程第6、議案第5号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算から議案第7号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計予算まで、以上3案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

まず、議案第5号及び議案第6号について、櫻井事務局長。

[事務局長 櫻井 篤君登壇]

○事務局長（櫻井 篤君） 平成22年度当組合の一般会計、ふるさと特会の予算についてご説明申し上げます。

まず、予算書1ページをお開き願います。

議案第5号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計

平成22年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億8,611万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年2月19日提出

続きまして、4ページをお開き願います。第2表の地方債でございますが、消防の救助工作車1台を筑西消防署に購入するため、起債の限度額を8,390万円計上したものでございます。

続きまして、右側の5ページでございますが、歳入の事項別明細で前年度と比較しながらご説明いたします。

まず、款1分賦金ですが、67万2,000円の減額となっております。これは全般的な経費の見直しを行い、3市の分賦金負担をできる限り抑える努力をしたためでございます。

2の使用料及び手数料につきましては、筑西遊湯館、県西公園、きぬ聖苑等の使用料の減額見込みにより、2,043万5,000円の減額計上となりました。

3の国庫支出金は、消防の救助工作車購入に関わる国からの補助金として4,651万4,000円を見込んだものでございます。

4の県支出金でございますが、県西総合公園の委託金として計上し、21年度よりは30万円の減となっております。

6の繰越金は、前年度からの繰越金で3,570万円余りの減となっております。

7の諸収入では、環境センターでの鉄くず売却代の減収や、消防の北関東自動車道支弁金が3年目を迎え支給割合が下がったことなどによりまして、2,690万円余りの減となっております。

8の組合債8,390万円につきましては、救助工作車購入の起債の限度額でございます。

なお、歳入の合計につきましては60億8,611万5,000円で、前年度と比較しまして2,771万円の減となっております。

続きまして、6ページをお開き願います。事項別明細の歳出でございます。前年度との比較でご説明申し上げます。

まず、1の議会費ですが、前年とほぼ同額でございます。

2の総務費ですが、事務局職員の給与関係経費、それに筑西遊湯館の職員の給与関係経費等で、それらを相殺しまして881万円余りが減額となっております。

3の土木費でございますが、給与関係経費、管理運営費の見直しによりまして、270万円余りの減額となっております。

4の衛生費でございますが、環境センターのごみ処理施設の工事請負や、施設設備保守管理委託料などを精査し、4,480万円余りの減となっております。

5の消防費でございますが、21年度の高規格救急車2台分が減額となりましたが、救助工作車の購

入や、給与関係経費の増によりまして、4,606万1,000円の増となっております。

6の労働費ですが、職業訓練センターの管理運営費で、経費の見直しなどにより332万円の減となっております。

7の公債費では、遊湯館、環境センター、消防費での償還が減少してきていまして、1,162万円余りの減となっております。

続きまして、8ページをお開き願います。歳入の個別の部分でございますが、これも昨年度との比較でご説明申し上げます。

まず、款1の分賦金でございます。その中の目1議会総務費分賦金が1,528万円余り減額となっておりますが、これは遊湯館の給与関係経費の減が主なものでございます。

目2の公園費分賦金446万円の減でございますが、全般的な経費見直しによるものでございます。

目3の衛生費分賦金では1,795万円余りが増額となっておりますが、これは主に環境センターでの埋め立て廃棄物の処分料を引き上げたことによる増でございます。

目4の消防費分賦金では、経費の見直しなどにより、123万円の減となっております。

目5の労働費分賦金ですが、235万円余りが増えておりますが、委託講座の減少による事業収入減によるものでございます。

続きまして、款2の使用料及び手数料でございます。まず、目1の総務使用料ですが、筑西遊湯館の使用料で、歌謡ショーなど来館者増を図る工夫をしておりますが、若干減少傾向になっておりまして、対前年で515万円余りの減と見込んでおります。

目2の公園使用料では、ターゲットバードゴルフ場の人気で21万6,000円余りを前年度より増やしております。

目3の衛生使用料ですが、きぬ聖苑の斎場使用料が63万円の減となっております。

目4の労働使用料では、施設使用料で24万円の増となっております。

次に、項2の手数料のうち目1の衛生手数料では、環境センターのし尿や事業系ごみの搬入量減の見込みにより、1,490万円余りの減となっております。

続きまして、10、11ページをお開き願います。款4支出金ですが、県西総合公園の県からの委託金で、対前年で30万円の減となっております。

次に、款7の諸収入ですが、その中で項2の雑入で、11ページ右側の説明欄をご覧いただきたいと思っております。主なものを申し上げますと、遊湯館で9番のカラオケ使用料123万6,000円、12番の自販機手数料184万8,000円、16番の厨房使用料396万円などがございます。県西公園では、21番のテニスコートやグラウンドなどの施設使用料692万円、23番の自動販売機手数料222万円などがございます。

続きまして、12、13ページをお願いいたします。環境センターでございますが、35番の鉄くず、ペットボトル、炉底メタルなどの売却代で3,628万7,000円、36番のごみ処理施設売電料で1,200万円、38番の透明袋売却代で1,053万円を見込んでおります。

消防関係では、62番で消防職員1名を防災航空隊に派遣するための派遣費負担金600万円、63番の北関東自動車道支弁金4,031万円などがございます。77番の訓練協会施設使用収入165万円は、筑西職業訓練協会からの施設使用収入でございます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。歳出でございます。款1の議会費ですが、議員20名の報酬等でございます。

款2総務費の目1一般管理費ですが、事務局職員14名の給与関係経費等でございます。

16、17ページをお開きいただきます。16ページ中ほどの目3の筑西遊湯館費では、職員1名分の給与関係費と、17ページ右側の下から2行目にあります施設の管理運営に要する委託料6,526万9,000円がございますが、これは受け付け業務設備の保守点検、清掃、衛生管理など一括委託する委託料でございます。

18、19ページをお願いいたします。19ページ、説明欄の15工事請負費386万5,000円は、浴室の鏡や浴槽ろ過装置の交換工事でございます。

18ページの中ほどの項2監査委員費は、監査委員2名の報酬等でございます。

次に、款3の土木費、目3の県西総合公園費ですが、19ページの説明欄の職員関係経費は、職員4名分の給与、事務経費等でございます。

20、21ページをお開き願います。13の委託料の中で21ページのほうになりますが、説明欄の上から2行目、植栽管理2,098万3,000円や、その下の敷地内清掃371万6,000円と、夜間の施設管理など415万6,000円などが主なものでございます。

続きまして、款4衛生費の項1保健衛生費のうち、小児救急医療事業と病院群輪番制事業につきましては、前年より休日が1日減るということで、7万2,000円の減となっております。

項2の清掃費でございますが、環境センターの経費で目1清掃総務費1億122万2,000円は、職員11名の給与関係経費と事務経費でございます。

22、23ページをお開きいただきたいと思っております。項2のし尿処理施設では、23ページの11需用費の中の消耗品費ですが、工業薬品類の購入で3,400万円、それとその後、節15の工事請負費で3,606万円につきましては、ポンプ類や破砕機、工業計器類など12件の改修工事費でございます。

次に、目3のごみ処理施設費でございます。23ページの11需用費の中の消耗品費で、工業薬品19種類の購入で1億5,320万2,000円、光熱水費で5,046万8,000円などがございます。

13の委託料についてご説明いたします。各種設備機器の保守点検と、法的に国が義務づけているものを優先して計上しております。ごみクレーンやメンテナンスクレーン、ごみ計量器などの点検整備が主なものでございます。下から2行目のごみ焼却施設運転管理2億6,911万5,000円は、24時間運転で42人が3交代する費用でございます。リサイクルプラザの運転管理は、日勤で13名分の経費7,245万円を計上しております。

25ページの説明欄をご覧いただきたいと思っておりますが、上から4行目の地下水環境調査では、環境セ

ンター周辺の地下水のダイオキシン類の調査をするための委託料として267万円を計上いたしております。6行目の焼却灰処分他の1億6,350万円につきましては、焼却灰6,000トンの処分費用が主なものでございます。22年度で4年目となります埋め立て廃棄物撤去処分につきましては、一年でも早く終了させたいという思いで、21年度より1,000立米引き上げ3,000立米としまして、1億7,498万4,000円を計上しております。

15の工事請負費3億2,426万7,000円につきましては、灰溶融設備の改修工事などで、全12件の工事を見込んでおります。

節19負担金補助及び交付金の中の環境保全協力金690万円でございますが、13の委託料の中で焼却灰処分と埋め立て廃棄物撤去処分についてご説明いたしましたが、今回の予算で前年実績等を考慮しまして、山形県米沢市内に最終処分場を所有しておりますジークライト株式会社に焼却灰で3,000トン、埋め立て廃棄物で3,000立米、これをトン立てに直しますと約3,900トン余りになります。合計で6,900トンの処分を見込んで予算計上させていただいております。これらの処分に対しまして、米沢市から、昨年9月になりまして、廃棄物を米沢市内の処分場に搬入する場合、22年度から環境保全協力金としてトン当たり1,000円を米沢市に納付いただくことになったのでご協力いただきたいという通知が届きました。このため、米沢市より事情を伺いましたところ、現在のジークライト株式会社も今の処分場のほか新たに処分場の増設を計画している。また、ほかの会社でも処分場をつくって、本年の秋ころには供用開始の見込みだということでございます。それで、米沢の市議会側から、このままでは米沢市に県外、市外からの廃棄物が相当集まって、将来市の環境上憂慮すべきこと、抑制したほうがよいのではないかという声が2、3年くらい前から上がっていたということで、市議会等との協議を経て、今回市外の排出事業者すべてに環境保全協力金をいただくということでございます。このため、今までの実績と、米沢市からも信頼がありますジークライト株式会社に委託することを想定しまして、トン当たり1,000円、処分量合計で6,900トンになります。その合計の負担金として690万円を新たに見込んで予算計上させていただいたものでございます。

続きまして、項3の火葬場費でございます。職員2名分の給与関係経費2,018万6,000円と、施設管理運営費7,348万4,000円でございます。節13の委託料のうち、火葬2,268万円につきましては、火葬に関わる業務の経費でございます。節15の工事請負費595万8,000円につきましては、火葬炉用の台車など3件の工事費でございます。

続きまして、26、27ページをお願いいたします。款5の消防費でございます。右側の説明欄の中で、職員給与関係費23億113万円につきましては、職員270名を見込んだ給与関係費でございます。その下の消防運営事務費は1億5,117万5,000円で、本部及び各署の施設、設備機器、車両等の管理運営経費でございます。

28、29ページをお願いいたします。中ほどにございます目2消防施設費でございますが、右側の節18備品購入費1億4,127万9,000円を計上しておりますが、現在の筑西署に配備されております救助工

作車が18年目となりまして、老朽化しているために更新する予算として1億3,977万9,000円を見込んでおります。また、結城署に配備されております広報車が16年目となりまして、老朽化しているということで、更新の予算として150万円を計上してお願いしているものでございます。

続きまして、款6の労働費でございますが、職員2名分の給与関係経費1,197万9,000円で、管理運営費643万6,000円は、雇用能力開発機構からの委託事業が見込めない状況になってきておりまして、自主講座を設け、運営を行う予算計上となっております。

続きまして、30、31ページをお願いいたします。款7の公債費でございますが、筑西広域全体としましては、20年度から減少傾向になってきております。22年度におきましては、まず目1の元金で筑西遊湯館債、清掃債、火葬場債、消防債、合わせまして11億9,754万9,000円になり、このうち、消防債が475万円の減となりますが、清掃債と火葬場債で1,066万円余り増えるため、590万円の増となっているものでございます。

目2の利子では、遊湯館債、清掃債、火葬場債、消防債、合計で1億2,777万円となりまして、4本とも減少していきまして、21年度に対し1,752万円余りの減となっております。

議案第5号、一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、議案第6号についてご説明申し上げます。39ページからになります。

議案第6号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算

平成22年度筑西広域市町村圏事務組合の筑西ふるさと市町村圏特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ941万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100万円と定める。

平成22年2月19日提出

45、46ページをお開き願います。歳入でございます。款1財産収入として254万1,000円、款2の繰入金で419万円、それと款3の繰越金で268万円が主なものでございます。財産収入254万1,000円につきましては、1億円の国債を2本、計2億円を持っておりまして、その利子が250万円、それから情報ネットワーク整備事業基金利子が4万1,000円で、合計254万1,000円になるものでございます。繰入金につきましては、情報ネットワーク整備事業基金3,214万円から419万円を繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございます。47、48ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費では914万3,000円、予備費で26万9,000円となっております。

48ページの右側の説明の欄の中ほどの広域イベント事業150万円でございますが、22年度で12回目となります広域イベント「やっぺえ」を継続開催する予算で、21年度より50万円増額し150万円を計上いたしております。その下の広域文化事業657万1,000円でございますが、13の委託料219万4,000円は、年2回広報紙を発行し、圏域住民に情報を提供すること、それに18の備品購入費では平成14年から15年に導入しましたパソコン、プリンター等の更新、または新規購入するための予算として見込んだものでございます。

議案第6号につきましては、以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 次に、議案第7号について、沼田老人福祉施設等支配人。

〔老人福祉施設等支配人 沼田重夫君登壇〕

**○老人福祉施設等支配人（沼田重夫君）** 議案第7号についてご説明を申し上げます。予算書の49ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第7号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計予算

平成22年度筑西広域市町村圏事務組合の老人福祉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億395万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年2月19日提出

内容について説明を申し上げます。事項別明細書の55、56ページをお開き願いたいと思っております。

まず、歳入でございますけれども、1款分賦金、前年度より259万4,000円の減で、本年度予算額は3,437万8,000円でございます。減額の主なものでございますけれども、歳出の中の需用費関係で修繕料、それと賄い材料を抑えたためでございます。

2款使用料及び手数料の1目使用料ですが、前年度より6万円の減で、本年度予算額は997万5,000円でございます。これは、宿泊及び休憩の使用料でございます。

3款諸収入、前年度より12万円の減で、本年度予算額は5,460万2,000円です。主なものは、2項雑入の飲食提供料で5,236万円でございます。

4款繰越金、前年度繰越金でございますけれども、本年度予算500万円で、前年度と同額でございます。

続いて、歳出について説明を申し上げます。57、58ページをお願いいたします。1款総務費の1目一般管理費ですが、前年度より265万7,000円の減で、本年度予算額は1億267万円でございます。

右側の58ページをご覧いただきたいと思います。職員給与関係経費5,672万円、これは職員9名分の人件費でございます。次の福祉センター管理運営費4,595万円ですが、増減の大きいものについて説明を申し上げたいと思います。まず、7節賃金675万6,000円ですが、前年度より76万8,000円の増でございます。これは職員が減になったためパートさんの賃金を増やしたというようなことでございます。11節の需用費ですが、3,519万5,000円でございますけれども、前年度より377万2,000円ほど減額でございます。先ほども申し上げましたけれども、修繕費、賄い材料費を抑えたためでございます。それと、14節使用料及び賃借料、これが前年度と比較しますと44万7,000円の減となっております。これはカラオケのリース契約が21年度末で切れます。再契約いたしますと、契約期間が5年間になるというようなことから、単年度の契約にすることにいたします。これで、前年度は41万7,060円で借りていたのですけれども4万2,000円で借りられるということで、約10分の1の金額で使用できることになるためでございます。

2款公債費、前年度より1万7,000円の減で、本年度予算額108万5,000円でございます。これは18年度にアスベストの除去工事を行っておりまして、その起債の償還金でございます。

3款予備費でございますが、前年度より10万円の減で、本年度は20万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（榎戸甲子夫君）** 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○議長（榎戸甲子夫君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（榎戸甲子夫君）** ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第5号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（榎戸甲子夫君）** 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（榎戸甲子夫君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成22年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（榎戸甲子夫君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（榎戸甲子夫君） 次に、日程第7、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件については、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長並びに施設建設・環境整備推進特別委員長から継続審査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件については、両委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（榎戸甲子夫君） ご異議なしと認め、両委員長の申し出のとおり決しました。

以上で、今定例会に付託された案件はすべて議了いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（榎戸甲子夫君） これをもちまして、平成22年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 （午後 2時59分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成22年2月19日

議 長 榎 戸 甲 子 夫 ⑩

署 名 議 員 水 柿 一 俊 ⑩

署 名 議 員 中 条 美 智 子 ⑩